

# 権限と責任、財源を伴う 地方の自立こそ財政再建の鍵

国の2019年度予算政府案の一 般会計総額は101兆円。当初予 算ベース初の大台乗せだ。

## 巨額の負担つけ回し継続

来年度も懲りずに約33兆円の 新規国債が発行される。これに 対して、財政法に基づく既発国 債の償還額は15兆円弱止まり。 差し引きで実に18兆円という巨 額の新たな負担が、後の世代に つけ回される。世界最悪の借金 大国であるにもかかわらず、莫 大な国債残高の削減など「夢の また夢」で、到底手が回らない 状態が続く。

実質的な国の財源不足はまだある。地方交付税等の原資たる国税が、地方財政制度の運営上必要と想定される金額を大幅に下回る状態に陥って久しい。18年度をみても、この財源不足額は6兆円超の状態にあり、その3分の2程度に相当する約4兆円が、交付団体である自治体に臨時財政対策債を発行させる形でけ回されている。多くしたでいる。

要するに、社会保障も地方財

政もすべて、問題解決のための 抜本的な改革には取り組まず、 負担の先送りでしのいでいるの がこの国の現実なのだ。問題先 送りの国と地方の財政運営は決 して持続可能でないことは論を またない。

ではどう立て直すべきか。全 国の地方自治体は、地方交付税 以外にも、多額の国庫負担金や 補助金等、国の財政支援を受け る形で運営されている。親元の 国の財政運営が万が一立ち行か なくなれば、その影響は直ちに 自治体に、とりわけ財政力の弱 い自治体に深刻な形で波及する。 そのような事態は、何としても 回避しなければならない。

そのためには、地方は地方のことだけ考えていればよいのではなく、また国に安易に甘えて依存していればよいわけでもなかろう。まず、わが国全体として経済運営を安定的に続けるうえでの財政制約の大きさにしっかりと向き合う必要がある。既述のように、その規模は国としての財政収支を少なくとも年度当たりあと18兆円規模、地方の実質的な負担も合わせれば20兆



円超の規模で改善しなければ、 既存の債務残高を減らすどころ か、横ばいにすらできない。

加えてわが国では、少子化に よるさらなる人口減少により、 今後中長期的に経済の支え手が 減少することが確実となってい る。こうした「不都合な真実」 から目を背けることなく、行財 政制度の抜本的な改革の方向性 を検討すべきではないか。

### 低成長に不向きな交付税

他方、不幸中の幸いというべきか、地方財政運営の現実に鑑みれば、改革・改善の余地はまだ多々残されている。

まず歳入面から考えてみよう。 現在、東京都をはじめとする都 市部の一部の自治体に、地方税 収が集中し大幅な偏りが出てい ることは周知の事実だ。そのな かには、地方交付税の不交付団 体であるため臨時財政対策債の 発行を背負わされることもなく、 他からは羨むばかりの手厚い行 政サービスを供給する例もある。 地方向けの財源の配分にはなお、 改革の余地が大きい。

地方交付税制度にも問題が多

い。自前の地方税収が伸びなく ても不足分は交付税で補てんさ れるとなれば、各自治体が改革 を進めるインセンティブにはな りにくく、それが自治体側の甘 えの体質を生む。

さらに個別の自治体ごとにみ れば、総務省が算定する項目別 の基準財政需要額は、基本的に は全国一律の算定方式に基づい ている。それゆえ、実際の所要 額(≒決算額)との間に大きな かい離が発生しているケースが ある、との指摘もある。現行の 交付税制度は、国全体の経済が 右肩上がりで成長し、全国の自 治体に潜在的な成長の可能性が あった時代には、国費配分上の 平等が問われたゆえ適していた かもしれない。しかし、低成長 が長期化し、歳出の細部にわた る効率化や無駄の削減が求めら れる現代にはそぐわないと考え られる。

### 権限、財源、責任が曖昧

次に地方の歳出面をみると、 近年、社会保障制度関連経費の 伸びが目立つ。これらの多くは、 地方が必ず支出しなければなら ず、その支出水準も国によって 決められている。このため自治 体側の政策の自由度は少なく、 実際にこれまで、国の制度改正 の影響を大きく受けてきた。分 野はやや異なるが、最近では、 幼児教育無償化の経費負担の問 題がその典型と見受けられる。

これらの分野に共通する最大 の問題点は、政策運営の大部分

を国が一方的に全国一律で決めてしまうにもかかわらず、実際にそのどこまでがナショナルきして保障すべ担として保障すべ負担がで、国が負担がで、地方ののがが高みやすい点にある。問題は近い自治体が、様 自らのよいとなれば、改革は進まない。

地方財政制度運営全般を通じ、 国と自治体との間での権限、財 源、責任の分担が、半ば意図的 にか、曖昧なものとされている 点に最大の問題があると考えら れる。交付団体である限り、元 利償還金が交付税の基準財政需 要額に算入される地方債制度も また然りだ。こうした問題は地 方財政全体として、相当な規模 の非効率や無駄を生み出してい る可能性が高い。見方を変えれ ば、行財政制度を抜本的に改革 できれば、国全体が直面する巨 額の財政制約を克服する有力な 手段たり得るのではないか。

### 大きな地方政府への転換を

具体的には、まず国と地方の 役割分担を抜本的に見直し、国 (中央政府)の役割は必要不可 欠な一部の分野(外交、防衛、 通貨・金融、社会保障のうちの 生活保護)に限定する。それ以 外の大部分(社会保障や公共事 業、教育等)は、大きな地方政 府(欧米の州政府のイメージ) を設立して執行権限、責任、財 源をセットで移管するのだ。地 方交付税制度は全廃し、代わりに各地方間での税収の偏在度が高い法人課税と消費課税の現行の国税・地方税分全額を、地方政府全体の財源に充当する。それを財源に各地方政府間での財政力格差を均す水平調整メカニズムを設けるのだ。所得課税は再分配の観点から国へ、固定資産課税は各地方に帰属させる。

仮にこうした体制となれば、 地方は国に安易に依存できなく なる半面、自らの改革努力を財 政健全化や地域の経済活性化に 結実させやすくなる。改革を怠 るツケを後の世代に先送りなる 悪循環から脱し、国全体の経済 の安定運営を確保するには、単 なる「地方が権限と責任、そして 自らの財源を得て自立すること こそが究極の処方箋といえよう。 (日本総合研究所 調査部上席 主任研究員) = 「河村小百合 直言」は今回で終了します。